

（電気装置）

第73条の2 一般原動機付自転車にあつては、当分の間、保安基準第65条の4第1項並びに細目告示第253条の3第1項、第269条の3第1項及び第2項並びに第285条の3第1項の規定は適用しなくてもよい。

2 次に掲げる一般原動機付自転車については、保安基準第65条の4第2項の規定は、適用しない。

一 令和9年2月28日以前に製作された一般原動機付自転車

二 令和9年3月1日から令和11年2月28日までに製作された一般原動機付自転車であつて、次に掲げるもの

イ 令和9年2月28日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車

ロ 令和9年3月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について新たに認定を受けた一般原動機付自転車であつて、同年2月28日以前に同項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と電気装置に係る性能が同一であるもの

ハ 施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車